

○防衛省令第十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の二（同法第七十五条の八で準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十八日

防衛大臣 小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
目次 第一章・第二章 「略」 第三章 隊員 第一節 第九節 「略」 第十節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四） 第四章 雑則（第八十六条の五―第九十九条） 附則 （即応予備自衛官の訓練招集期間） 第四十九条の四 法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間（次項、第五十条及び第八十六条の四第二項において「訓練招集期間」という。）は、三十日とする。 2 「略」 第三章 隊員 第十節 勤続報奨金 （勤続報奨金の支給） 第八十六条の三 「略」 2 「略」 第十一節 予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供 （予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資する情報） 第八十六条の四 法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。	目次 第一章・第二章 「同上」 第三章 「同上」 第一節 第九節 「同上」 第十節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第四章 雑則（第八十六条の四―第九十九条） 附則 （即応予備自衛官の訓練招集期間） 第四十九条の四 法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間（次項及び第五十条において「訓練招集期間」という。）は、三十日とする。 2 「同上」 第三章 「同上」 第十節 「同上」 （勤続報奨金の支給） 第八十六条の三 「同上」 2 「同上」 「節を加える。」 「条を加える。」

一 法第七十条第一項各号の規定による招集命令（第三号において単に「招集命令」という。）を受け、これらに応じることとなる予備自衛官が、自衛隊の部隊又は機関で勤務する予定の期間その他の職務に関する情報 二 法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令（次号において単に「訓練招集命令」という。）を受け、これに応じることとなる予備自衛官が、訓練に従事する予定の場所及び内容に関する情報 三 招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官が、それぞれの招集に应じている期間中に負傷し、又は疾病にかかった場合における負傷及び疾病の性質、程度その他の状況に関する情報 四 前各号に掲げるもののほか、使用者が事業活動を行うために必要な情報であつて、予備自衛官の雇用の継続及び招集の円滑化を図る観点から、使用者に提供することが適当と認められる情報 2 法第七十五条の八において準用する法第七十三条の二に規定する防衛省令で定める情報は、第四十九条の四第二項の規定による訓練招集期間に関する情報のほか、前項各号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第七十条第一項各号」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「法第七十一条第一項」とあるのは「法第七十五条の五第一項」と読み替えるものとする。 第四章 雑則 「条を削る。」 （防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式） 第八十六条の五 「略」	第四章 「同上」 第八十六条の四 削除 （防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式） 第八十六条の五 「同上」
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。



附 則

この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。